

利用者負担額(保育料)の決定方法

保育料については、内定後、世帯構成や課税金額等を調査した上で算定し、入所前月末付で保護者宛に保育料を決定・通知します。
そのため、申込中や内定中など、入所前に保育料の金額についてお問い合わせをいただいてもお答えすることはできません。
おおよその保育料を把握したい場合は、ご自身で課税金額などをお調べの上、P6に掲載の表を基にご確認いただきますようお願いいたします。



基本事項

保育料は、児童の父母(又は祖父母)を算定対象とし、市区町村民税の所得割額の合算金額をもとに、P6の表に基づいて決定します。

なお、標準時間・短時間保育認定の保育時間を超過しての保育を希望する場合は、延長保育となります。延長保育料は無償化の対象となりません。金額も施設により異なりますのでご注意ください。(公立についてはP2のとおり)

0歳児～2歳児クラス

■決定方法・決定時期

保育料は父母にかかる市区町村民税の所得割額の合算で決定します。また、父母ともに非課税の場合は、同居している祖父母を算定対象者として保育料額を決定します。算定対象者が全員非課税の場合、保育料は無償です。

利用者負担(保育料)の決定時期は4月と9月の2回です。

- 令和5年4月～8月分 …令和4年度(2021年収入分)の市区町村民税額で算定
 - 令和5年9月～令和6年3月分 …令和5年度(2022年収入分)の市区町村民税額で算定
- 各月1日時点の保育必要量(標準時間又は短時間)で保育料が決定します。

なお、税額に変更があった場合の遡及適用は、年度内に限ります。

《算定の対象の期間中に海外勤務等によって日本での課税がない方》

就労先の証明もしくは申告に基づき、年間所得を算出して市民税の所得割額の類推算定を行います(対象期間中の海外収入又は所得の分かる資料をご提出いただきます)。

《課税情報がない方(未申告の方)》

未申告の場合(年末調整・確定申告・市民税申告等をしておらず、かつ扶養に入っていない場合)は市民税申告が必要です。決定時期に課税情報が不明な場合は、保育料が最高階層で算定されることがありますので、必ず課税情報をご確認ください。

■控除の取り扱いについて

市区町村民税は、配当控除・外国税控除・住宅借入金等特別控除・寄付金税額控除等を適用せずに算定します。

■第2子以降の算定

保育料の算定においては、同一世帯から複数の就学前児童が認可保育施設等に在園している場合、次の基準に基づいて「第1子」「第2子」等と定めます。P6の表に基づいて、第1子の場合は満額、第2子の場合は半額、第3子の場合は0円で算定されます。申込児童のきょうだいがある施設(認可保育施設以外)を利用している場合は、保育証明書を必ずご提出ください。

世帯の状況	第2子以降の算定対象
世帯年収が合計360万円以上で、下記項目に該当しない世帯	上のきょうだいが認可保育施設、学校教育法に規定する幼稚園、認定こども園、特別支援学校幼稚部、企業主導型保育事業、児童心理治療施設又は児童発達支援・医療型児童発達支援等を利用している場合 次の場合は第2子以降の料金算定の対象外です <ul style="list-style-type: none">・私設保育施設(藤沢型認定保育施設を含む認可外保育施設)・幼児教育施設・すでに就学しているお子様(小学校・中学校等)
◆世帯年収が合計360万円未満の世帯(市区町村民税額所得割額の合算が57,700円未満の世帯) ◆同所得割額が77,101円未満のひとり親・障がい者・生活保護受給世帯	原則、利用している施設や年齢に限らず「第1子」、「第2子」、「第3子以降」として数える

3歳児～5歳児クラス

保育料は無償です。無償の期間は、3歳児クラスになった4月1日から小学校入学前までの間です。詳細はP5をご確認ください。なお、決定時期は保育料と同様です。

■給食食料費について

給食食料費(主食費・副食費)については、無償化の対象とはなりません。施設ごとに設定した金額を、利用施設へお支払いください。

■副食費の免除

副食費に限り、市区町村民税の所得割額の合算が、父母共働き等にあっては57,700円未満の世帯、ひとり親世帯・障がい者世帯等にあっては77,101円未満の世帯については、免除の対象となります。また、所得等にかかわらず、第3子で数えられる児童についても免除の対象となります。

保育料のきょうだいの考え方の例

保護者	子ども①	子ども②	子ども③	子ども④
父母世帯 (年収が合計360万円以上)	認可保育施設 5歳児クラス →第1子として計算 (満額徴収)だが、無償化対象のため0円	認可保育施設 2歳児クラス →第2子として計算 (半額徴収)	認可保育施設 0歳児クラス →第3子として計算 (0円)	
父母世帯 (年収が合計360万円以上)	中学生	認可保育施設 5歳児クラス →第1子として計算 (満額徴収)だが、無償化対象のため0円	幼児教育施設 3歳児クラス	認可保育施設 1歳児クラス →第2子として計算 (半額徴収)
ひとり親世帯 (世帯年収が合計360万円未満の世帯) (同所得割額が77,101円未満のひとり親・障がい者・生活保護受給世帯)	中学生 →第1子としてカウント	施設利用なし 3歳児クラスに該当する年齢 →第2子としてカウント	認可保育施設 2歳児クラス →第3子として計算 (0円)	認可保育施設 1歳児クラス →第4子として計算 (0円)

※上記に加え、給食食料費や延長保育料などは別途かかります。

支払い方法

保育料は原則口座振替でのお支払いになります。振替日は毎月末日です(振替日が土日祝日等金融機関の休業日の場合は、翌営業日になります)。

内定後速やかに口座登録のご準備をお願いいたします。口座登録のない方につきましては、毎月納付書を郵送いたしますので、期限までにお支払いください。

次の料金は、保育施設で指定された方法でのお支払いとなりますので、入所時に保育施設にご確認ください。

- ・法人立保育施設の延長保育料
- ・法人立保育施設又は認定こども園の3歳クラス以上の給食食料費
- ・小規模保育事業、家庭的保育事業の保育料(金額は市が算定します)
- ・その他諸経費(教材費、バス利用料など)

金融機関で保育料の口座登録をすること、保育施設で諸経費の口座登録をすることは全く別のお手続きですので、ご注意ください。



滞納について

保育料に滞納がある場合、督促状や催告書を送付いたします。その後も納付が確認できない場合には、電話や訪問による納付指導を行うほか、給与や預貯金等の資産調査、財産の差し押さえ等の滞納処分を行います。

また、滞納のある児童の転園申請や、そのきょうだいの入所申込については、審査の際、P19の入所選考基準のとおり減点を行います。保育施設の健全な運営のために、期限内の納付をお願いいたします。